

## 勝浦市職員措置請求の監査結果の公表

地方自治法第242条第1項の規定による勝浦市職員措置請求についての監査結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

勝 監 第 1 2 0 号

平成25年11月5日

勝浦市監査委員 市川 慎一

勝浦市監査委員 岩瀬 洋男

### 1. 請求人

勝浦市浜勝浦69番地 久我敏行

### 2. 請求書の受理

平成25年9月6日に提出された本請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成25年9月6日にこれを受理した。

### 3. 請求の内容

請求人提出の勝浦市職員措置請求書による主張事実の要旨並びに措置請求は次のとおりである。

#### (1) 請求の要旨

勝浦市長は2012年9月9日、浜勝浦区民館披露祝賀会に出席し、市長交際費より、5000円を支出した。

浜勝浦区は1994年4月に勝浦市長より認可された地縁団体であるが、地方自治法（以下「自治法」という。）、浜勝浦区運営規約（以下「規約」という。）に基づいた運営が行われておらず、区民館建設も自治法、規約に違反した総会決議によって実行された。

設立認可の要件である規約を設立申請時以外守ったことのない地縁団体に対し、その祝賀行事に参加することも、そこに公費から祝儀を支出することも、地縁団体としての要件を満たさない浜勝浦区の無法の常態化を勝浦市が承認したことになり、認可権者としてしてはならない行為である。

## (2) 措置請求

浜勝浦区民館披露祝賀会への祝儀5,000円を返金、回収することを要求する。

### 4. 請求人の陳述及び証拠の提出

平成25年9月27日に地方自治法第242条第6項の規定に基づく、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

この陳述によって、浜勝浦区という認可地縁団体が自治法及び、規約に則った運営がなされていない。

請求者は区の構成員として認可以前より生活し、規約制定を伴う地縁団体設立を歓迎したが、地縁団体浜勝浦区は自治法にも規約にも従わない無法地区に墮してしまった。

自治法でも規約でも認められていない一世帯一票で総会決議を強引に押し通す執行部に規約違反であると言ってもそのまま実行されてしまう。

裁判所に決議の無効を訴えても、地裁、高裁とも法律判断を避けてしまった。

認可した行政は下々の困難を放置して良いのか、認可以降、浜勝浦区の区長は4人目であり、交代の都度、認可の変更のため役員交代が承認された総会議事録が添付されて承認を受けているはず、議事録には有権者数、総会参加数が記載され、設立時の区民総数が895人であったものが、それ以降急減したはずで、一世帯一票条項を追加したのかといえ、その認可は与えていないのでその総会の数字に疑問がその都度あったはずである。

市長に地縁団体の監督権は無い、市長交際費、市政協力員手当、一日清掃報奨金など、公費を支払うことに関し、その団体が受け取るに相応しい団体であるかどうかは自治法第199条第7項の監査の範疇である。

認可内容を改変して実行している団体に公費を受け取る資格があるのか、監査の目が光っていれば、違法組織に公費を使って祝儀を贈ることも諫めることができたはず。

負担金を求められる区民を後回しにし、来賓のための披露祝賀会は役員個人の負担で行われ、この行事に「祝儀については、ご遠慮申し上げます。」と断り書きしたにも係わらず、公費を支出することは区民、市民を愚弄する行為等の主張があった。

## 5. 監査等の実施

監査は平成25年10月2日に総務課を対象に実施した。

## 6. 監査の結果

### (1) 事実の確認

監査の結果、請求人の主張に関して次の事項を確認した。

- ① 勝浦市長は2012年9月9日浜勝浦区民館披露祝賀会に出席し、市長交際費より5,000円を支出したことについて。

請求書添付資料のとおり、8月1日に浜勝浦区民館披露祝賀会御案内の文書を受付し、市長出欠についての決裁をした後、市長が9月9日の浜勝浦区民館披露祝賀会に出席し、祝儀5,000円を贈っている。

- ② 浜勝浦区は1994年4月に勝浦市長より認可された地縁団体であることについて。

平成6年4月15日に浜勝浦区代表者から認可申請書が提出され、同年5月10日に地縁による団体の認可について告示し、浜勝浦区長に通知している。

- ③ 浜勝浦区は地方自治法、浜勝浦区運営規約に基づいた運営が行われておらず、この区民館も自治法、規約に違反した決議によって実行されたものであるとの主張について。

認可地縁団体浜勝浦区におけるその運営に、市は一般的監督権限がないものとされており、主張部分は構成員たる請求人と浜勝浦区の問題であり、市は関与できないと監査対象課は説明している。

なお、市町村長が認可地縁団体に対し一般的監督権限を有しないと解釈する理由として、改正前の地方自治法第260条の2第15項で、当時の民法の一部規定を準用していたが、民法第67条（法人の業務の監督）の規定は準用されていない。

このような前提で、平成3年4月2日自治行第38号、各都道府県総務部長あて自治省行政局行政課長通知には、市町村長は地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体に対し、一般的監督権限を有しないものであるとされており、その後の民法の改正、それに伴い地方自治法の関係条項も削除となったが、市町村長に認可を受けた地縁による団体に対して、一般的監督権限を付与する条項の新たな整備がなされていない

ことから、当初の法の趣旨、解釈は現在もあてはまると追加説明している。

- ④ 設立認可の要件である規約を設立申請時以外守ったことのない地縁団体に対して、その祝賀行事に参加すること、それに公費から祝儀を支出することも地縁団体として要件を満たさない浜勝浦区の無法の常態化を勝浦市の承認したことになり、認可権者としてしてはならない行為との主張について。

自治組織の活動拠点であろう区民館の落成は、今後更に地域的な共同活動が活発となることが期待できると同時に、良好な地域社会の維持推進が一層図られるなど、集会施設としての意義や役割などを考慮し、その祝賀会の出欠席について検討した結果と監査対象課は説明している。

また、③同様に地縁団体において、その運営に市は一般的監督権限がないものとされているので、主張部分は構成員たる請求人と浜勝浦区との問題であり、市は関与できないと監査対象課は説明している。

- ⑤ 陳述において請求人が提出した認可地縁団体認可取消要請書について。

請求人は勝浦市長に対し2013年9月6日付けで認可地縁団体認可取消要請書を提出しているが、地方自治法第260条の2第14項には市町村長が認可を取り消すことができるとあり、その要件は地方自治法第260条の20で定められているものの、その適否については住民監査請求により判断する事はできない。

- ⑥ 1994年の認可以降、浜勝浦区の区長は4人目であり、交代の都度、認可の変更のため、役員交代が承認された総会議事録が添付されて承認を受けているはずで、議事録には有権者数、総会参加者数などが記載され、区民の総数が設立時の895人から、それ以降急減したはずとの主張について。

地方自治法第260条の2第11項に規定する認可を受けた地縁による団体は、告示された事項に変更があったときは、市町村長に届出なければならない。同第10項では、告示した事項に変更があったときも、告示することを規定しており、認可を受け、告示した内容に変更があった場合は、市町村長に届出して、市町村長はその届出に基づいて告示する手続きとなっていることから、記載を否認すると監査対象課は説明している。

- ⑦ 公費を支払うことに関し、その団体が受けるに相応しい団体であるかどうかは地方自治法第199条第7項に規定された監査の範疇との主張につ

いて。

地方自治法第199条第7項に規定されているのは、補助金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給等であり、財政援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものであるから、市長交際費から支出された祝儀は対象とはならない。

- ⑧ 普段から監査の目が光っていれば、違法組織に公費を使って祝儀を贈ることを諫めることができたはずとの主張について。

監査委員の監査はすでに執行されたものについて、その合法性や妥当性を監査することを本質としており、事業の実施計画の策定の関与や収支命令発出の際の審査である事前監査は法の予定するところではなく、できないものである。

- ⑨ 市長への手紙の回答には、津波の影響を受けそうだ、地獄のような板張りで、バリアフリーの考慮など微塵もないなど、実際に目の当りにした様子は記されていないとの主張について。

地縁団体の運営について市は関与できないと同時に、区民館の構造は区民が独自に決めるべきであり、施設に対する請求人の見解においても構成員たる請求人と浜勝浦区との問題であると、監査対象課は説明している。

- ⑩ このような祝賀行事に「祝儀について、ご遠慮申しあげます。」と断り書きしてあるにも係わらず、公費を支出したことについて。

祝賀会の開始時刻から、祝賀儀式とともに飲食を伴う祝宴に移る可能性もあり相応の祝儀を準備して伺い、現地にて祝宴を伴うことの確認ができたので、5,000円を贈ったもので、この会費相当額の支払いなしで、浜勝浦区から一方的に飲食の提供を受ければ市民の疑惑や不信感を招きかねないと判断し祝儀を持参したと監査対象課から経緯の説明があった。

## (2) 判断

以上のような事実関係の確認及び監査対象課の説明に基づき、本件請求について次のように判断する。

市町村長は認可を受けた団体に対して一般的監督権限を有しないとされていること(平成3年4月2日自治行第38号自治省行政局行政課長通知)から、住民により任意的に組織された団体であるという地縁による団体の性格により、公的な関与をできるだけ少なくすることが適当であると考え

られるものであり、市が認可した地縁団体であるという理由で、その法人業務について監督、指導を行う権限はない。

また、請求人が主張する自治法、規約に違反した総会決議については、請求人が原告となって提起した事件として、千葉地方裁判所及び東京高等裁判所において、原告の主張は退けられており、住民監査請求において新たな判断をすることはできない。

なお、全国都市監査委員会監査実務提要には「公金の違法な支出」とは、法規に違背した支出の意であり、普通地方公共団体の職員が、その管理する公金をその職務に関する法令又は条例の規定若しくは当該団体の議会の議決に違反し、または私利を図る目的でその任意にそむいて支出するか、あるいは支出するおそれがあると認める場合をさすものと解すべきであって、職員が前述法令ないし議決によって定められた基準に従って公金を支出するものであるかぎり、職員の裁量的行為については、それが裁量権の濫用にわたるものでなければ、その制限禁止を求めることはできないとする判例がある（昭30. 11. 7名古屋高裁金沢支部判決）。

また、この場合の「不当支出」とは、支出そのものが不適當な場合、すなわち、額のいかんにかかわらず支出そのものが不適當な場合と、支出そのものは必ずしも不当ではないが、額が不適當な場合の両者を含む。たとえば、理由もなく特定の団体に補助金を支出し、時価より高い物品等を購入するが如き場合であると記述されおり、今回の請求人の主張は違法及び不当な支出を裏付けるものとは言えない。以上の理由から請求人の主張する理由からは支出に違法性や不当性があるとは判断できない。

しかしながら請求人が陳述したとおり、監査委員は監査請求書において請求人が主張する違法理由に拘束されることなく、それ以外にも監査委員自ら積極的な調査を行うことにより判明した事実、違法理由が判明すれば、そのような違法理由も審査して、監査請求の判断を行わなければならない。

（最判昭和62. 2. 20判時1228号）。とあり、本件市長交際費に違法事実や不当行為が無かったか調査を行った。

交際費とは、行政実例や判例等から、一般的に地方公共団体の長又は執行機関が行政執行上あるいは当該団体の利益のために、当該団体を代表して外部との折衝等をするための経費であると解されている。

この裁量権は無制限のものではなく、対外的折衝をする際に行われた接遇であっても、それが社会通念上の儀礼の範囲を逸脱したものである場合は、それに要した費用を公金により支出することは許されないとする判断が最高裁で示されている。

本件支出を見てみると、勝浦市には平成15年4月16日告示第46号の「市長交際費に係る支出等に関する基準」があり、別表「市長交際費の支出等の額基準表」交際費に係る支出基準総括表によると、通番・1、事項・祝金で、その内容は市に係る各種団体等が催す祝辞、記念行事に対する祝金に該当し、市長の交際費に係る支出基準・金額表には自治会の創設記念式及び自治会館（公共公益施設等）の落成式は5,000円から10,000円と記載されている。

本件支出額は5,000円であり、その基準額の下限額であると同時に、祝賀会の開始時刻から、祝賀儀式とともに飲食を伴う祝宴に移ることが確認できてから会費相当額と考えられる5,000円を贈ったもので、その行為及び金額に違法性や不当性があるとは判断できない。

また、支出の経理手続きについて、交際費の支出は、経費の性格上即時現金払いの必要があるため、財務規則第68条の規定により資金前渡の方法により行われており、9月分の交際費は8月31日に勝浦市資金前渡職員である総務課長が現金を受領し、手元に保管した現金の中から本件5,000円は支出され、10月1日に精算書を作成し本件支払いの確認には領収書ではなく支払証明書が添付されていて、そこには市長及び総務課長が支払いの証明をしている。

これは交際費の取扱いについて（昭40.5.26自治省通知）で、交際費といえども正当債権者の領収書を受けておくことが建前であるが、ただ、その経費の性質に鑑み、例えば香典等、社会通念上相手方から領収書を徴すことができにくいものは、支出額、相手方等の収支の経理を明らかにする方法によることも、やむを得ないとの通知によるものである。

以上のように経理手続きについても違法性や不当性があるとは判断できない。

### (3) 結論

以上のことから、勝浦市長が浜勝浦区民館披露祝賀会に出席し、祝儀と

して市長交際費より支出した5,000円については、財務会計上の違法性や不当性は認められず、請求人の主張には理由がないものと判断する。